

## 岡山県社会福祉施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

岡山県社会福祉施設等整備費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第2条の表を別添のとおり改める。

### 附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

補助対象施設、補助対象事業及び補助基本額	補 助 率
<p>「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成 17 年 10 月 5 日付け厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助基本額（国要綱第 2 の 6 の（1）の場合にあつては、同アにより選定された額に県補助率を乗じて得た額と同イの額とを比較していずれか少ない方の額。国要綱第 2 の 6 の（2）の場合にあつては、同イによる都道府県補助基本額。）</p>	<p>国要綱に定める補助事業の場合における県補助率（国要綱第 2 の 6 の（1）の場合にあつては、10分の10）</p>
<p>「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助（東日本大震災復興特別会計）について」（平成 24 年 5 月 17 日付け厚生労働省発社援 0517 第 12 号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助基本額（国要綱第 2 の 6 の（1）により選定された額に県補助率を乗じて得た額と同（2）の額とを比較していずれか少ない方の額。）</p>	<p>国要綱に定める補助事業の場合における県補助率（10分の10）</p>
<p>「子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について」（令和 5 年 8 月 22 日付けこ成事第 453 号こども家庭庁長官通知）別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」に定める交付対象施設、交付対象事業及び補助基本額</p>	<p>(1) 市町村が放課後児童クラブの整備を行う場合  ① 令和 5 年 8 月 22 日付けこ成事第 462 号こども家庭庁成育局長通知（以下、通知という）の第 1 の 3 に該当しない整備を行う場合 1/3  ② 通知の第 1 の 3 に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 1/6  ③ 通知の第 1 の 4 に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 1/12</p> <p>(2) 市町村が社会福祉法人等の行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合  ① 通知の第 1 の 3 に該当しない整備を行う場合 2/9  ② 通知の第 1 の 3 に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 1/8  ③ 通知の第 1 の 4 に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合 1/16</p> <p>(3) 市町村が病児保育施設の整備を行う場合 1/3</p> <p>(4) 市町村が社会福祉法人等が行う病児保育施設の整備に対して補助を行う場合 3/10</p>
<p>「岡山県老人福祉施設等整備費補助金の実施について」（平成 18 年 4 月 24 日付け長寿第 134 号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額</p>	<p>10分の10</p>

「岡山県児童福祉施設整備費補助金の実施について」（平成18年4月24日付け子第260号岡山県保健福祉部長通知）に定める補助対象施設、補助対象事業及び補助額

10分の10